

# 令和6年度 函館市中学生学習支援等事業

## ～ 利用申込から支援開始までの流れ～

### ●生活保護世帯の場合

- ・ 担当ケースワーカーへ利用希望についてお伝えください。
- ・ 申込書・同意書は、担当ケースワーカーから受け取ってください。
- ・ その後の流れは、下記のとおりとなっております。
- ※ ③初回面談時の自立相談支援機関の職員の同席はありません。



### ●生活困窮世帯の場合

#### ① 書類提出による利用申込

- ・ 申込書および同意書等に必要事項を記載し、必要な書類を添えて市(函館市保健福祉部地域包括ケア推進課福祉拠点担当)へ提出ください。
- ※ 申込書等の様式については、市役所本庁舎2階地域包括ケア推進課福祉拠点担当および各地域包括支援センターに設置しています。

#### ② 利用承認のお知らせ

- ・ 利用の承認・不承認について市から文書にてお知らせいたします。
- ※ 市では申込内容に基づき、受託者(塾)へ教室の空き状況の確認や受入準備のための情報提供をします。
- ※ 申込多数の場合は抽選となることがあります。
- ※ 書類の不備等により確認が必要な際、市から連絡する場合があります。連絡が取れない状況が続いた場合は、やむを得ず不承認となる場合があります。

#### ③ 初回面談の実施

- ・ 利用承認となった場合は、受託者から保護者あてに初回面談の日程調整の連絡があります。
- ・ 受託先の教室において保護者と利用するお子さまと受託者との初回面談を行い、ご家庭のご要望等について確認を行います。
- ・ 初回面談では、お子さまの学習計画のほか、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援の実施のため、自立相談支援機関の職員が同席し、ご家庭の生活状況等の聞き取りを通じて、学習支援等の支援内容を盛り込んだプランを作成し、包括的・継続的な相談支援を行います。

#### ④ 学習支援開始

